

# 特定非営利活動法人コミュニティ・ノート 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人コミュニティ・ノートとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、現代社会を生きる子どもたちが、自らが育つ地域に夢を描き、希望をもって成長できるように、子どもの居場所づくり、学習支援、異世代交流、地域間交流、キャリア形成支援などを通して、主体性を持ち、課題解決のための姿勢を養い、将来にわたって心身ともに健やかに生きていくための活動の機会を提供し、支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条で規定する目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの居場所づくりに関する事業
- (2) 子どもの学習支援に関する事業
- (3) キャリア形成のための職業教育に関する事業

- (4) 保護者の育児支援に関する事業
- (5) 普及啓発事業
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる種類とする。

- (1) 正会員（個人及び団体）
  - (2) サポーター会員（個人及び団体）
  - (3) ボランティア会員（個人）
- 2 特定非営利活動法人促進法（以下、「法」という。）で定められた社員は、正会員を指すものとする。

#### (各会員の権能)

第7条 正会員は、この法人の目的及び活動に賛同して入会し、総会において議決権を持つとともに、会員としての各種活動を行う。

- 2 サポーター会員は、この法人の目的及び活動に賛同して入会し、主に資金面での支援を行うが、総会における議決権は持たない。
- 3 ボランティア会員は、この法人の目的及び活動に賛同して入会し、各種事業においてボランティアとしての活動を行うが、総会における議決権は持たない。

#### (入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 前項のものを入会を認めない旨の決定は、理事会における協議を経るものとし、その決定は、速やかに理由を付した書面または電子メールをもって本人に通知しなければならない。

#### (会費)

第9条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が以下に掲げる事情を持つ場合は、理事会の議決を経て、会費の免除を受けることができる。
  - (1) 生活保護の給付を受けている者
  - (2) 非課税世帯の者
  - (3) 会費を免除することでこの法人に有益であると客観的に判断される者

3 前項の決定は、総会においてその理由が報告されなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じないとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 正会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び細則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 サポーター会員及びボランティア会員が前項のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 常任理事3名以上。ただし、6名以下とする。
  - (2) 監事 1名以上。ただし2名以下とする。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 法で定める理事は、常任理事を指すものとする。

(選任等)

第15条 常任理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は理事の互選とし、理事会において決定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、常任理事、特任理事、事務局長、事務局職員のいずれも兼ねることができない。

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常任理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 代表理事が私傷その他の事由によりその職務の遂行が困難になった場合に備え、代表理事は理事会の協議を経て、あらかじめその職務を代理する者を常任理事の中から指名するものとする。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 常任理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告を必要とするため必要がある場合に、総会を招集すること
  - (5) 常任理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、常任理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充または増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者または前任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 常任理事または監事のうち、第14条で定める定員を欠く欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 常任理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その常任理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行が不可能になったとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 監事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会での議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、会議にはサポーター会員も議決権のないオブザーバーとして参加できるものとする。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 正会員の除名

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 活動計画及び活動予算

(7) 監事の選任及び解任

(8) その他運営に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

- (2) 正会員の総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、会日の5日前までに通知をしなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議決が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に特別の定めがある場合を除いては、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決に加わり、または委任状の提出をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者、委任状提出者がある場合はその数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長により選任された議事録署名人1名以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、常任理事をもって構成する。ただし、必要に応じて特任理事及び監事の出席と意見を求めることができるものとする。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 常任理事の合計総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事より招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求があった日から15日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メール、もしくは必要な連絡手段をもって、会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した常任理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席した常任理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各常任理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メール、もしくは必要な連絡手段によって表決することができる。

3 前項の規定により表決した常任理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 常任理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電子メール、もしくは必要な連絡手段による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長によって選任された議事録署名人1名以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益



## (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が、定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前号第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報への掲載及びこの法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページへの掲載のみで行う。

## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第54条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて事務局職員を置くことができる。

(任免)

第55条 事務局長及び事務局職員の任免は、理事会の協議を経て代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第11章 雑則

(特任理事)

第57条 この法人の特定の課題を解決するため、若干名の特任理事を置くことができるものとする。

2 特任理事は、理事会において選任する。

3 特任理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の協議を経て、代表理事がこれを解任することができる。この場合、その特任理事に対し、決定する前に弁明または意見聴取の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行が不可能になったとき

(2) 職務上の義務違反その他特任理事としてふさわしくない行為があったとき

(3) その特任理事が解決することを職務としていた特定の課題が解決したとき

(アドバイザー)

第58条 この法人の運営及び活動について専門的見地から助言を得るため、理事会の協議を経て、代表理事は会員外の者をアドバイザーに任命することができる。

2 アドバイザーに関して必要な事項は、理事会の協議を経て、代表理事が別に定める。

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日（2018年7月13日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めに関わらず、次に掲げる者とする。

代表理事 松崎 剛

常任理事 角田 広佑

常任理事 吉塚 恵

常任理事 牧野 祐也

監 事 穴澤 義晴

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款に定めに関わらず、成立の日から2020年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の定めに関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めによらず、成立の日から2019年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の定めによらず、設立した日から2019年5月31日までを年額の期間として次に掲げる額とする。なお、入会金は徴収しない。

正会員個人 年額 6,000円

正会員個人（学籍にある者） 年額 3,000円

正会員団体 年額 10,000円

サポーター会員 1口 5,000円

ボランティア会員 無料